

Title	中国人高度人材の家族関係の維持とモビリティ： 東京都における異文化間結婚の事例を通して
Sub Title	Chinese highly-skilled professionals' family relationships and mobility : a case study of intercultural marriage in Tokyo
Author	王, 暁音(Ō, Gyōon)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2020
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.25 (2020. 11) ,p.49- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20201120-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国人高度人材の家族関係の維持とモビリティ

——東京都における異文化間結婚の事例を通して——

Chinese Highly-Skilled Professionals' Family Relationships and Mobility:

A Case Study of Intercultural Marriage in Tokyo

王 曉音

1. はじめに

(1) 本稿の目的

2012年から日本において実施されている高度人材ポイント制度は、全国的、職種包括的、かつ時限的な制約をはずした高度外国人材の積極的受け入れ政策である（上林 2017）。ポイント制度の利用者は、2019年末の時点で21,347人となった（法務省 2020）。高度外国人材のうち、約6割は中国籍であり、圧倒的な比率である。

高度外国人材を誘致し日本社会に定着させるために、このポイント制度は、対象者に優遇措置を与えている。その内容は、高度人材本人の入国や就労における優遇はもちろん、その配偶者の就労許可、一定条件下での親の帯同、家事使用人の帯同許可など家庭生活の営みにもわたる。高度人材の大半は20代後半から30代までの者であるため、彼・彼女らの移動は、結婚や家族関係の維持といった要因によって左右されることを無視してはいけない。とりわけ、異なる文化的背景を持つ相手と結婚する場合、文化間の移動が生じ、高度人材のモビリティ（移動可能性）にどのような影響を及ぼすのかを検討する余地がある。

本稿は、結婚とモビリティの交差する視座から、異文化間結婚は、滞日経験を持つ中国人高度人材のモビリティにどのような可能性、もしくは限界をもたらすのかという問題意識に基づいている。本稿の目的は、中国人高度人材の結婚による文化間の「移動」に焦点を当て、結婚を通じたモビリティの維持と変化を明らかにすることである。

本稿は、中国人高度人材のモビリティに関する研究の一環であり、結婚による文化間移動を究明する1つの試みである。また、筆者の分析の視角は、異文化間結婚者のなかの高度人材ではなく、高度人材のなかの異文化間結婚者であるという点をあらかじめ明確にしておきたい。

(2) 用語の説明

1) 高度人材

2012年に導入された高度人材ポイント制度により、在留資格のうち高度専門職に従事する人材のみが、「高度外国人材 (highly-skilled foreign professionals)」と制度上は定義されるようになった（大石 2014）。しかし、本稿において高度人材として研究対象となるのは、中国生まれ

であり、高度教育機関の卒業資格を持ち、日本で職務経験を持つ者とする。すなわち、制度上や文面上の狭義な高度人材の定義を広げ、在留資格を問わず、高度な技能、知識、専門性かつ滞日経験をもつ中国人を幅広く取り上げることとする。

2) 異文化間結婚

異文化間結婚 (intercultural marriage) は、異なる文化的背景を持つ男女間の結婚を意味するが、日本では、様々な結婚形態を区別することなしに、国籍等の違う者同士の結婚を漠然と「国際結婚」という言葉で表現している (鈴木 2012: 1)。本稿では、国籍のみならず、人種、言語、宗教、階層など異なる文化や価値観の違いを強調するために、「異文化間結婚」という用語を援用する。居住地によって異文化間結婚を分類すると、基本的に 3 つの可能性がある。①どちらかの配偶者の出身国に居住する。②①以外の国に居住する。③二国 (夫婦出身国) 間を頻繁に移動する (二国移動型) である (鈴木 2012: 3)。本稿では、経済的格差を背景とし、日本の地方に嫁いできた農村花嫁と呼ばれる事例と区別するために、グローバルシティである東京都で生活している 3 種類の異文化間結婚家庭に研究対象を絞る。具体的には、中国出身の妻と日本出身の夫、中国出身の夫と日本出身の妻、中国出身の妻と日中以外の第三国出身の夫、という 3 種類の異なる組み合わせである。

3) モビリティ

モビリティ (mobility) の定義は多岐にわたっている。本稿では、「移動可能性」という側面に注目して、結婚による文化間移動が生じる際に、当事者の物理的移動、社会的移動、およびそれらが家族関係の維持にもたらす試練と機会を究明することとする。高度人材の国境を越えた移動は、動的的に追跡することが重要であるため、移動から生まれる新たな可能性と変化を解明することは、モビリティの定義を補完するために有益であると考えられる。

2. 先行研究

(1) 高度人材の移動傾向

まず、中国人高度人材のモビリティを模索するために、高度人材の予備軍とされる中国人留学生の国際移動の傾向を明らかにする。坪谷美欧子 (2008) は、出稼ぎから定住へという線形モデルに対する批判として「帰国」と「留まる」ことの間で迷う「永続的なソジョナー(permanent sojourner)」概念を用いて、80~90 年代に来日した中国人留学生・就職者による「永続的ソジョナー」のアイデンティティ形成を考察した。すなわち、彼・彼女らは帰国の意思や母国への執着がありながらも、具体的な帰国の計画は立っていない。2000 年代以降生まれの中国人留学生の移動に注目すると、近年「頭脳循環 (brain circulation)」と呼ばれる高度人材の帰国や第三国への移動が盛んになっている (戴 2012)。留学生全体の帰国規模と帰国率は着実に上昇しており、留学生が一度留学先国から中国に戻り、その後また留学先国あるいは第三国へ赴く現象が

増加している（王・苗編 2017）。

次に、高度人材の物理的・空間的移動と社会的移動との関係を考察する研究がある。塩原良和（2017）は、比較的高度な学歴や技能を身につけ、移住先でも社会的中・上層の生活を送る専門職・ミドルクラス移民は途上国から先進国に移動するだけでなく、先進国間や、場合によっては先進国から途上国へも移動すると指摘している。こうした動向は、移民が物理的移動を通して社会的上昇移動を追求する（塩原 2015:223）という構図を打破する。松下美奈子(2019)の研究ではこのことが検証されている。松下は、若年中国上位大学出身者の国際労働移動を分析し、中国から日本へ移動を検討する人材が高度であればあるほど、中国国内に留まる場合に得られる待遇と比較すると、日本への国際労働移動が経済移民のような上昇移動ではなく、下降移動となる可能性が出てくることを明らかにした。一部の高度人材は、経済的合理性よりも自分の心理的充足度を優先して移動を決定するのである。

（2）結婚・家族を念頭に入れた将来設計

日本における中国出身留学生のさらなる移動に関しては、量的研究と質的研究のデータを混合して行われた馬文甜（2016）の研究がある。馬は将来設計のパターンを「日本滞在型」「帰国型」「第三国型」に分類している。将来設計においては、家族との関係や精神的な満足度が重要視されており、こうした決定は留学生の出身地、配偶者・恋人の有無、一人っ子といった属性に深く関わるものと考えられている。特に、20代から30代前半の中国人留学生の中では、男性よりも女性の方が配偶者・恋人の存在を将来設計に組み込んでいると、ジェンダーの視点から解釈している。彼女らの帰国志向が強まる背景には、女性にとって「理想」とされる結婚年齢の影響があるとされる。

また、ミクロな視点から、個人や家族の日常生活のレベルから越境の実践について考察した奈倉京子（2009）の研究がある。日中間を生きる家族の事例は、日本や中国といったそれぞれの政治・経済・社会制度や民間の文化習慣が「制約」をもたらしており、完全に国境から自由にはなれないという現実を示している。しかし同時に、移動する人々が文化の差異と向き合い、葛藤し、選択し、調整しながら、政治的・経済的・社会的制度の相違や文化の維持、選択、継承の問題に折り合いをつけつつ、独自の生き方を模索しているという。

日本政府は、外国人高度人材が国民国家や市場経済へ貢献することを期待しており、留学生や高度人材の受け入れ・誘致を積極的に推進するが、高度人材のニーズに答えきれていないと、多くの先行研究で指摘されている。大石奈々（2014）は、外国人高度人材が日本に定住しない理由について、日本企業の人事制度、子どもの教育問題、社会統合の課題と年金の問題を挙げている。また、永住資格を高度人材ポイント制度の優遇措置としてアピールしていくには、永住資格そのものがもつ相対的価値を上げていくことが必要であると主張している。同様に、松下美奈子（2015）は、日本に滞在するグローバル人材が不満に感じる多くの老親の介護

問題や年金制度であると指摘している。長期間日本で就労した、あるいはする予定のグローバル人材のライフプランの設計について、日本政府はキャリアプランと同等かそれ以上に真摯に向き合う必要があると、松下は呼びかけている。

高度人材の移動を検討する先行研究をまとめてみると、物理的移動と社会的移動に注目するものが多く、文化間移動に関する論述は希少である。移動の傾向を示すために、ライフコースの一環である結婚を含んだ将来設計やライフプランの設計が多く言及されているにも関わらず、具体的な婚姻形態までには深く踏み込まれていない。それゆえ、本稿では、高度人材の移動を細分化して、結婚による文化間移動の事例を通じて、彼・彼女らのモビリティがいかに変化するのかを捉えようとする。そこで本稿では、高度人材のモビリティと家族関係の維持との関係性を解明する。

3. インタビュー調査

(1) 概要

2017年6月から2020年1月にかけて、日本の埼玉県、東京都、愛知県、神奈川県および中国の上海市、遼寧省において、中国人高度人材25人に対し、半構造化インタビューおよび参与観察による質的調査を実施した。その中から異文化間結婚をした3人を取り出し、結婚による文化間移動が彼・彼女らのモビリティにどのような影響を与えたのかを解明することを試みた。一人当たりのインタビュー時間はばらつきがあり、2時間から長いものでは数回にわたり合計6時間以上かけた。インタビューの使用言語は中国語である。対象者のプライバシーに配慮し、彼・彼女らの名前はアルファベット表記にする。インタビュー対象者は、自分の婚姻を「国際結婚」だと考えるケースが多いため、以下では、本人たちの考え方を尊重し、「国際結婚」という用語を用いることがある。初回のインタビュー調査を実施した順番に、インタビュー対象者のプロフィールをまとめると、表1のようになる。

表1 インタビュー対象者のプロフィール一覧

氏名	性別	生年	出身地	学歴	職業	来日	結婚	在留資格	配偶者				子供
									生年	出身地	学歴	職業	
A	女	1987	上海市	修士	コンサルタント	2006	2018	永住	1988	神奈川県	修士	コンサルタント	なし
B	男	1981	瀋陽市	修士	弁護士	2000	2007	高度専門職2号	1982	東京都	修士	英語教師	2人

C	女	1990	内 蒙 古	修 士	IT 営 業職	2013	2018	技術・人 文知識・ 国際業務	1993	フラン ス	博 士	IT 技 術者	な し
---	---	------	-------------	--------	------------	------	------	----------------------	------	----------	--------	------------	--------

(2) 結果

1) パートナーとライバル

A さんりの出身校である日本の難関私立大学は、2004 年に英語で講義・研究指導を行う学部を創り、世界中から留学生を受け入れている。A さんは、2006 年に入学した第 3 期生であり、来日の動機を以下のように語っている。

実は、大学が決まってから、真剣に日本に行くかどうかを考え始めた。試験はすべて中国で行ったので、現地に着いてから受験するより、だいぶ楽だった。英語で授業をするので、日本語がわからなくても、勉強には支障が出ない。叔母さんは国際結婚で東京に定住しているし、小さい頃から日本に親近感があった。

在学中、交換留学プログラムを通じて日本以外の第三国にも留学できることは、A さんにとって魅力的だった。学部 3 年生の時、アメリカの大学で 1 年間勉強した後、アメリカ人の価値観や考え方に共感を覚えた。その後、彼女はアメリカの大学院に行くことを決めた。こうして、出身国の中国からまず留学先国の日本に赴き、その後第三国のアメリカに赴いた A さんは、修士課程を修了した後、再び日本へ戻ることにした。

能力主義が盛行するアメリカ企業と違って、日本の企業はゼロから人を育てる。新米社会人にとって、アメリカは様々なチャンスがあるけれど、いつかクビになるかもしれないとつねに不安がある。日英バイリンガル人材のリクルーティングイベント²⁾に参加した時、グローバル人材を求める日本企業が私を高く評価してくれたから、最初のキャリアはやっぱり安定した日本で築こうと思った。

日本に戻ったもう一つの理由は、地理的な利便性である。「東京から上海まで 3 時間で着けられるから、万が一家に何かがあったら、すぐに飛んでいける」という。

日本でキャリアを積み上げている A さんは、職場で出会った日本人男性と 2018 年 12 月に入籍した。入籍する前に、彼女は永住資格の申請書類を入国管理局に提出した。

結婚した後、日本人の配偶者として永住資格を簡単に手に入れられるけれど、誰にも頼らず自力で取得したかった。結婚しているかどうか、誰かと結婚するかに関係がなく、私は

まず自立した個人。日本人と結婚しても、個人としての移動可能性を保ちたい。

国際結婚を通じて日本に定住する高度人材が増えているが、彼・彼女らにとって、結婚は決して日本に定住するための手段ではない。A さんが永住資格の申請を出したのは、異文化間結婚家庭において、「日本人の夫と平等な立場を得るため」であった。入籍した後、A さんは夫の姓を名乗り、日本名を作ったが、将来日本に帰化する意思は現在のところない。

公的な場で中国名を維持しているが、住民票の「通称」欄に日本名を入れた。日本で生活している以上、美容室やレストランの予約など日常的な場面で、日本名の方が通じやすいでしょう。将来、日本に帰化するつもりがないから、少なくともこういう形で、プライベートで夫の姓を使い、夫婦としての一体感を作りたい。

2019 年 7 月に、A さんは永住者の在留資格を取得し、日本での滞在基盤を一層固めた。永住資格を取得したことで、同年 6 月の転職で「高度専門・技術活動 1 号」の在留資格が失効してしまった彼女は、「転職するたびに改めて高度人材の在留資格を申し込まなければならない」という煩雑な手続きから解放された。

A さんにとって、夫は人生のパートナーであり、よきライバルでもある。夫婦間の力関係は、文化の違いによって確認されたり再構築されたりすることが多々あった。

2019 年 3 月に東京都内の高級ホテルで挙げられた結婚式の準備段階では、夫婦ともに大きなカルチャーショックを受けた。A さんは出身地の上海から親族や友人を招待するため、日本語のわからない人にも披露宴のメニューをわかってもらえるように、中国語のメニューを用意することにした。しかし、A さんの夫は、「中国語のメニューを用意するなら、英語のメニューも用意しておこう」と主張した。A さんの出発点は、言語間の壁を取り崩し、披露宴に参加するすべての人にメニューの内容を共有するところにあった。一方、A さんの夫は、「国際結婚」という意識が高く、披露宴の国際感を表現するために、中国語のメニューだけではなく、英語のメニューも必要だという考えがうかがえた。

結婚した後は、夫婦の共有名義で住宅ローンを組んで高級住宅街の新築マンションを購入した。2019 年 12 月に、夫婦は新居に引っ越し、入居のお祝いで A さんの母から約 30 万円の洗濯機をもらった。中国では、親が若い夫婦に経済的支援を提供するのが一般的である。それに対して、A さんの夫は、「すでに経済的に自立している」ので、親から援助を受けることに積極的ではなかった。

母が洗濯機を出してくれたから、義理の両親にはテレビを買ってもらうことになった。夫はそれに抵抗感があったけど、姑は思いやりがあって快諾してくれた。結婚生活は最初が肝心です。最初から家庭内のバランスが崩れると、夫婦関係が平等でなくなる。

キャリアウーマンである A さんは、妊娠と育児の準備も行っている。2020 年 6 月に職場で昇進の機会があり、「結果が出たら、昇進できたかどうかに関係なく、妊娠の準備をする」予定である。保育園の入園時期を考えて、「4 月、5 月、6 月あたりに生まれたらいい」という。出産した後、なるべく早く職場に復帰するために、ベビーシッターを雇用し、育児の負担を軽減したいと考えている。

上海にいる母に子どもの面倒を見させるのは難しいでしょう。姑にも週 1 日、2 日程度面倒を見てもらうのがいいけれど、それ以上負担をかけるのは。子どもの世話をしてもらうには、やっぱりベビーシッターのようなちゃんとした雇用関係なら安心できるね。

A さんは、夫と相談し、30 代後半に夫婦でアメリカに行って、キャリアアップを実現させる予定である。「最初の就職でアメリカから日本に逃げてきたから、今度は、実力を磨きリベンジしに行く（笑）」。

2) 子どもがつなぐ中国への思い

来日して 20 年近く経った B さん³⁾は、1994 年に中国東北部にある中高一貫校 D 校の日本語クラスに入り、日本語を勉強し始めた。

なぜ日本に来たのかと聞かれると、日本語クラスにいたからとしか答えられないね。日本語クラスにいた偶然性も奨学金が決まった偶然性もある。先輩たちもいいロールモデルを示してくれたし、日本留学について青写真を描けた。

B さんによると、D 校の前身は、1932 年から 1945 年までの間に日本人移民の子どもが通う小学校であった。その時の歴史に深くかかわった日本人 T 氏が記念奨学金を設立した。同奨学金では、毎年日本の大学に入学した D 校日本語クラスの卒業生 3 名に対し、入学一時金 50 万と月額 8 万の奨学金を 2 年半にわたり提供する。この奨学金は、来日前に D 校の推薦で受給者が決まるのが特徴である。2000 年 10 月に来日した B さんは、この奨学金の受給者であった。

東京で半年間日本語学校に通った後、彼は名門国立大学に合格して、法律を専攻することになった。2007 年 3 月に同大学の法科大学院を修了する前に、大学の同級生の日本人女性と結婚した。

私は既修コースで、大学院は 2 年で終わった。日本で弁護士になりたいくて、修了した年の 5 月に司法試験を受ける予定だった。でも、修了した後は、在留資格が切れちゃうので、

修了式の直前に妻と入籍し、配偶者の在留資格で日本での滞在を続けられた。

2007 年 5 月に B さんは日本で司法試験を受けられたものの、合格できなかった。だが、その翌年に再び挑戦し、成功した。しかし、2 回目の司法試験の前に、中国にいた父親が亡くなったことを受け、一人っ子である彼は、20 代後半から真剣に母親の老後生活について考えなければならなかった。将来キャリアを築く場所に迷いを抱えながら、司法試験合格後日本の最高裁判所司法研修所に入所し、1 年間の司法修習を受けた。2009 年 12 月に東京弁護士会に登録し、2010 年 1 月から日本国内業務と渉外業務の双方の領域で活動できる法律事務所に勤め始めた。

B さんは就職して 2 年目から活躍の舞台をグローバルに広げている。彼は、2013 年 6 月に中国弁護士資格を取得し、その後アメリカのアイビーリーグ大学のロースクールに入学した。そして、2016 年 10 月にニューヨーク州弁護士資格を取得した後、東京の職場に復帰した。

日本人の配偶者である B さんは、しばらく高度専門職の在留資格を維持する予定である。2012 年 5 月、高度人材としての在留資格の申請が開始された初日に、彼は素早く申請手続きを行った。その背後には、トランスナショナルな家族関係を維持したいという考えがうかがえる。

父が亡くなった後、母と一緒に過ごす時間を増やしたかった。当時、子どもはまだ生まれていないけど、将来の育児を考えて、母にできるだけ長く日本にいて手伝ってほしかった⁴⁾。孫の世話をするのは、父が亡くなってから中国で一人暮らしを続ける母にとって、ある種の慰めになるかもしれないと思った。

2013 年 3 月に長男の誕生を迎え、2015 年 4 月に次男を授かった。息子たちは日本国籍である。子どもの姓は、最初は妻の姓にしたが、現在は一家で B さんの姓に統一した。その理由について、B さんは以下のように説明している。

日本では国際結婚すれば夫婦同姓にしなくていいので、私と妻は各自の姓を維持していた。子どもは日本生まれだし、日本社会で生活しやすいように妻の姓にした。でも、やっぱり母は孫たちに疎遠感を覚えたようだった。母の立場からみて、孫たちは日本国籍で日本人の名字になって、中国語も話せないので、血縁以外に自分と繋がっているところがなかった。そのような母の思いを考えて、妻に相談して、子どもにも妻にも私の姓に変えてもらった。

日本で政治参加する意思がない B さんは、帰化する予定がない。妻と異なるシティズンシップを保つのは移動可能性において有利だと考えており、こうして日本でも中国でも家族と一緒に生活する基盤を整える。同じ名門国立大学出身で高学歴である B さんの妻は、夫の決定を尊重しているようである。

私の姓に変えてもらった時、妻は自然にそれを受け止めた。結婚したら夫婦同姓になるのは当たり前のことだと、中国人の姓になっても結婚に付随した結果だと妻は思っているので、違和感を示さなかった。共働きで、妻は中高等学校で英語教師をしているが、私よりずっと家庭のことに尽くしている。

日本、中国、アメリカの3か国の弁護士資格を持つBさんは、日本の永住資格を取得する予定がある。実際に、Bさんはすでに永住資格の申請条件を満たしている。しかし高度人材の優遇策として、子どもが7歳になるまでは、高度人材の親は日本で長期的に滞在することが可能であるため、Bさんは現在、高度専門職の在留資格を保有している。将来設計については、Bさんはまだ模索しているようだが、日本社会で滞在し続ける要件、中国へ帰国し、弁護士としてキャリアを継続する要件、ないしアメリカに移動する要件を備えているといえよう。

3) 異郷人同士の支え合い

2013年に来日したCさん⁵⁾は、中国で大学時代を過ごし、日本語サークルの代表を務めていた。日本に親近感を覚え、大学を卒業した後、日本で研究を続けたいと思い、まず日本語学校に入った。当時、日本語能力検定のN2⁶⁾レベルに達したが、「読み書きが弱い」ため、日本語学校に1年半通っていた。かつてレバノンでボランティアをした経験があり、レバノンについて研究を深めたいと考え、社会学系の研究科に進学した。

Cさんが所属した大学院は、グローバル人材を養成するプログラムを設置しており、将来世界的に活躍できる人材の育成に力を入れている。2015年4月に入学した後、Cさんはこのプログラムに参加し、フランス出身の男性に出会った。

知り合ってから2ヶ月目から交際し始めた。プログラムの中の外国人が私たち2人しかいなかったから、マイノリティ同士が付き合っているような感じだった。彼は私より3歳年下だけど、文化の違いさえ乗り越えられるなら、年齢の差は気にならなかった。

交際を深めて、付き合ってから2年半経った2018年1月に、Cさんと男性は日本で入籍した。その理由について、Cさんは以下のように述べている。

私たちにとって大変な時期だった。入籍した時、私はもうすぐ大学院を修了するので、留学の在留資格が切れてしまう。でも、その時まだ就職先が決まっていなかったから、そのままと帰国せざるを得なかった。彼も転職中で経済的にも精神的にも不安定だった。あえてそんな時期に結婚してお互いを支えようと思った。

二人にとって、異国の日本で結婚の手続きを済ませるのは容易ではなかった。Cさんは中国大使館から自分の独身証明書を発行してもらうだけで済むのに対して、男性の場合、結婚相手のCさんの出生証明書と独身証明書をフランス大使館にも提出する必要がある。また結婚申請書を提出した後、フランス大使館は二人の結婚の情報を1ヶ月間公開しなければならない。そのようにして、フランスはシティズンの権利をきちんと保護し、偽りの結婚を防ぐことができるという。結婚した後、Cさん夫婦は中国とフランスに行って互いの家族を訪れた。夫は中国の伝統的な家族観念に関して、Cさんから影響されたようである。

中国人は大家族が好きでしょう。だから、毎回実家に帰省する時、必ずおばあちゃん、おじいさんたちのところに行って挨拶するの。それを見た夫が影響されて、私を連れて久しぶりに彼のおじいさんの家を訪ねた。私から影響を受けたのかな。

しかし、Cさんの両親はいつも婿とスムーズに交流できるわけではない。Cさんの夫は中国語を話せるため、日常会話程度であれば対応できたが、仏教の話まで踏み込むと、フォローできなくなった。両親と夫の間に時々通訳で入るCさんでも、こういった話をいかに伝えればいいのかかわからなかった。

親はただ単に、中国語が話せれば大丈夫だと思っていたが、実はそうではない。外国人はみんな社交的でおしゃべりさんだと親は先入観があった。でも、夫はそんな外向的な人ではない。

Cさんと夫は、主に中国語と日本語でコミュニケーションをする。正しい中国語ではなくても、Cさんはいつも寛容に受け入れている。一方、揉め事や夫婦喧嘩になりそうな時は、英語モードに切り替える。「英語を話すと、緊張感が広がるので、家の中で英語を使わなくなった」という。

Cさんは将来日本に帰化するつもりがある。「拿身分(身分を手に入れること)」がCさんにとって日本での滞在を長期化するための必要条件である。彼女は自分のアイデンティティについて、以下のように語っている。

私の本質は中国人です。たとえ日本のパスポートを持っていても、中国人であることは変わりがない。パスポートは日本語で「旅券」と言うでしょう。つまり、旅行のための通行証だ。日本のパスポートが欲しいのは、自由に移動する機会をより多くするからだ。

一人っ子であるCさんは、両親の老後に向けて準備をしているが、「外国に招いて一緒に生

活するのは現実ではない」と思い、自分の自由を最大限に保ちながら、両親のケアをすることを考えている。「親が元気であるうちは、どこに定住するのかではなく、どこに行けるのかを考えるべきだ」。現時点で、Cさんは子どもを出産することを念頭に置いていないようである。子どもに縛られず移動の自由度を保ちたいからだという。

4. 考察

(1) 家族関係の維持

前章では、3種類の異文化間結婚の事例を取り上げることによって、それぞれの事例において当事者の婚姻状況を解明することを試みた。越境的な移動を前提とする異文化間結婚では、家族関係をいかに維持するのか。また、Aさんが代表する「中国人女性と日本人男性」パターン、Bさんが代表する「中国人男性と日本人女性」パターン、Cさんが代表する「中国人女性とその他第三国出身男性」パターンという異なる形態の異文化間結婚において、家族関係を維持するのに、どのような差異が生じているのか。

まず、親世代との関係を維持するために、異文化間結婚の当事者たちは、親の老後生活を念頭に置いて、親の面倒を見ることを考慮に入れている。中国の法律⁷⁾によれば、成人の子は親を扶養する義務があり、独立して生活する能力を有しない親を放置する者には罰則が科される。しかし、親の介護を将来設計に入れているのは、中国の伝統的な美德と賞賛される「親孝行」の思想が浸透しているからである。そのような環境で育てられた対象者たちはそれに自然に馴染み、親の「モラル・キャピタル」(近兼 2019)への恩返しという意味で励行する。対象者の3人はすべて一人っ子であるため、その責任を自分で負うことになる異議なく受け止めている。その一方、親世代が経済的に独立した子どもに対して、引越しにあたっての家電の贈与や孫の面倒を見ることを親子の関係を維持するための努力だと解釈しうる。個別に見れば、地理的な利便性を生かして「万が一家に何かがあったら、すぐに飛んでいける」とAさんは語る。一方、Bさんは、在留資格の便益を生かし、積極的に母親を日本に帯同する。そして、妻と子どもたちに改姓させることによって、親世代、配偶者と子ども世代の間につながりを作り、家族の連帯感を強化している。Cさんの場合、国外に移住する予定があるが、年配の親に故郷を離れて、自分と一緒に海外で生活してもらうのは現実ではないと考え、中国国内で両親の老後生活に向けて準備を進めている。

次に、配偶者との関係を検討すると、対象者たちは「男は外で仕事をし、女は家庭を守るべきだ」という伝統的な性別役割分業の構図から自由である。3つの事例とも共働きであり、経済的能力の差で生じた不平等や依存関係はみられない。結婚後も日本人の配偶者としてではなく、日本社会における独立した個人としての移動可能性を主張するAさんがいる一方、互いの将来を考えて、支え合う関係をより一層深めるために結婚に至ったBさんとCさんもいる。Bさんの妻は、日本と中国の配偶者に対する役割期待が相互作用している中で、折り合いながら

異文化間の家族関係を営んでいる。例えば、日本の「夫婦同姓」の規範に基づいて夫の姓に変えて、同時に、中国の「親孝行」の規範に基づいて義理の母を扶養する義務を遂行している。Bさんは家庭に対して献身的な妻に敬意を払い、その苦勞を理解している。

最後に、子世代との関係を着目すると、唯一子持ちのBさんは、中国文化の継承によって息子たちとの絆を深めようと考えているが、現時点ではまだ具体的な行動をとっていない。妊娠を計画しているAさんにとっては、子どもを出産することによって、義理の両親との関係が変化する可能性がある。一方、Cさんは、子どもを移動の自由を妨げる要素だと考え、現時点では子どもを持つ必要性を感じていない。子世代との関係はつねに親世代および配偶者との関係と絡み合っている。Bさんの場合、息子たちの姓を変えることは、亡くなった父への思いや母との関係の強化につながるのである。異文化間結婚家庭の子どもは、トランスナショナルな家族関係を築くにあたって、橋渡しのような仲介する役割を果たしている。

(2) モビリティの強化

異文化間結婚は、グローバル化の進展を背景に、様々な移動形態の相乗効果によって促されている。異文化間結婚とモビリティの関係を、当事者の来日経路、出身階層、移動の特徴によってまとめてみると、以下の3点が考察される。

第一に、異文化間結婚の当事者たちは、物理的移動と文化間移動を同時に経験しており、移動の継続可能性を重視している。インタビュー調査の対象者たちは、留学を経由して来日し、学縁関係もしくは職縁関係に基づいて結婚相手に出会い、東京で家庭を築くことになった。グローバルシティである東京は多種多様な文化を受け入れるため、異文化間結婚の基盤となるような場所としての特殊性に注目する必要がある。また、結婚相手の選定基準は、国籍に拘らず、価値観が一致していることや自分と合った性格を持つことなど内面的資質であるとわかった。対象者とその配偶者の出身階層を検討してみると、知識を備えた中間層に属することが共通している。すなわち、異文化間結婚による対象者たちの社会的上昇移動あるいは下降移動はみられていない。その背後には、経済的地位と社会的地位の対等性を強調する、「門当戸対（家柄が釣り合う）」というイデオロギーが潜んでいる。

第二に、中国人高度人材同士の結婚と比べてみると、異文化間結婚の当事者は、文化の壁を乗り越えるもしくは取り崩すために、より多くの努力が必要となっている。その反面、文化的背景に大きな差異があるからこそ、他の方面において共通点を求める傾向が強くなる。前述した内面的素質への期待や出身階層の釣り合いはその表れである。移動の戦略的な側面からいうと、日本人との結婚を通じて、永住資格の取得や帰化を加速化することができるが、それは日本とのつながりを維持する方法であり、いつでも日本に戻るための環境的整備である。また、夫婦が異なるシティズンシップを持つことにより、移動の自由度を向上させていることに特徴がある。それゆえ、異文化間結婚の当事者たちの永住資格取得後、あるいは帰化後の、家族との中国への帰国や第三国への移動可能性を無視できない。

第三に、対象者たちの移動過程を探ってみると、いずれも新しい個人主義（the new individualism）の嗜好が浮き彫りになっている。アンソニー・エリオット（Anthony Elliott）らは新しい個人主義の特徴を、個人の意志によって移動の効率を最大化することと位置付けている。それは「即時の変化」「短期間主義」「自己の再創造」「気まぐれさ」というイデオロギー的輪郭をもつ（Elliott and Lemert 2009）。新しい個人主義と異文化間結婚が会う時、文化とアイデンティティのハイブリッド化は促進される。より広義な意味の異文化間結婚とは、文化間の接触であり、諸文化をハイブリッド化し、人々の価値観やアイデンティティの相互理解可能性を高める機会である。しかし、人々の差異を強調する対立や摩擦を誘発する側面もある（塩原 2017:59）。異文化間結婚は、トランスナショナル・ファミリーとしてのモビリティを強化する一方、文化の差異と個人の差異のどちらからも試練を受けている。

5. おわりに

本稿では、滞日経験を持つ中国人高度人材のモビリティを解明するために、異文化間結婚という側面から、家族関係の維持とモビリティの関係性を明らかにした。本稿の結論として、以下の3点を取り上げる。①異文化間結婚は高度人材に、物理的移動と文化間移動の両方をもたらすが、社会的上昇・下降移動の発生は観察されていない。②高度人材は、異文化間結婚によって、トランスナショナル・ファミリーとしてモビリティを高める機会を獲得する。③高度人材は、異文化間結婚を通じて、文化とアイデンティティのハイブリッド化を経験する。

紙幅の関係で、本稿では、3つの事例しか取り上げられなかったが、高度人材のモビリティ研究の一部として、そのなかの異文化間結婚者の移動の特徴を示すことができた。今後、中国人同士の結婚を選んだ高度人材との比較を深めて、結婚がモビリティにもたらす可能性を追跡して研究する必要がある。

【註】

- 1) インタビューは2017年12月24日、2018年9月9日、11月18日、2019年12月30日に東京都内のカフェで、また、2019年7月1日にチャットアプリ WeChat を通じて行った。
- 2) 日英バイリンガルための就職・転職イベント。多くの企業が世界中から集まり、フルタイムのポジションやインターンシップポジションのリクルーティングを行う。日本国外での留学経験や職務経験を持つ高学歴者が参加対象者となる。
- 3) インタビューは2019年5月8日に東京都内のカフェで、2019年6月6日に東京都内にある大学キャンパスで行った。
- 4) 高度人材に対する優遇措置として、一定の条件の下で親の帯同が許容される。高度外国人材又はその配偶者の7歳未満の子を養育する場合、高度外国人材の妊娠中の配偶者または妊娠中の高度外国人材本

人の介助等を行う場合については、①高度外国人材の世帯年収が 800 万円以上であること、②高度外国人材と同居すること、③高度外国人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること、という要件の下で、高度外国人材またはその配偶者の親の入国・在留が認められる。B さんの場合、彼の母親は妻が妊娠してから子どもが 7 歳までは日本で合法的に長期滞在することができる。法務省「家事使用人・親・就労配偶者の在留資格」(特定活動告示 抜粋)、http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/pdf/150407-6.pdf、2019 年 6 月 28 日最終閲覧。

- 5) インタビューは 2020 年 1 月 12 日に東京都内のカフェで行った。
- 6) 日本語能力試験には難しい順に N1、N2、N3、N4、N5 の 5 つのレベルがある。N2 レベルに達すれば、日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
- 7) 《中華人民共和国憲法》第 49 条、《中華人民共和国老年人權益保障法》第 11 条、《中国人民共和国婚姻法》第 21 条、《中華人民共和国刑法》第 261 条を参照。

【文献】

- 近兼路子、2019、「高齢者シェア居住の居住者と成人子のケア資源」『家族社会学研究』31、19-31。
- Elliott, Anthony, and Charles Lemert, 2009, *The New Individualism: The Emotional Costs of Globalization, Revised Edition*, London: Routledge.
- 法務省、2020、「高度外国人材の受入れ状況等について」法務省オフィシャルサイト、http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00088.html、2020 年 4 月 27 日最終閲覧。
- 上林千恵子、2017、「高度外国人材受入政策の限界と可能性—日本型雇用システムと企業の役割期待」小井戸彰宏編『移民受入の国際社会学—選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会、279-309。
- 松下奈美子、2015、「日本のグローバル人材の受入れの現状と政策展開」五十嵐泰正・明石純一編著『「グローバル人材」をめぐる政策と現実』明石書店、74-91。
- 、2019、「若年中国上位大学出身者の国際労働に関する意識調査—日本への移動を規定する要因に着目して」移民政策学会編『移民政策研究』2019:Vol.11、95-112。
- 馬文甜、2016、「現代日本における中国出身留学生の将来設計に関する一考察」移民政策学会編『移民政策研究』2016:Vol.8、71-88。
- 奈倉京子、2009、「トランスナショナリズムとの対話」『日中社会学研究』第 17 号、124-144。
- 永野武編著、2010、『チャイニーズネスとトランスナショナルアイデンティティ』明石書店。
- 大石奈々、2014、「高度人材はなぜ来ないか」藤原良雄編『なぜ今、移民問題か』藤原書店、126-131。
- 塩原良和、2015、「グローバル・マルチカルチュラル・ミドルクラスと分断されるシティズンシップ」五十嵐泰正・明石純一編著前掲書、222-237。
- 、2017、『分断と対話の社会学 グローバル社会を生きるための想像力』慶應義塾大学出版会。
- 戴二彪、2012、『新移民と中国の経済発展』多賀出版社。

鈴木一代、2012、『成人期の文化間移動と文化的アイデンティティ—異文化間結婚の場合』ナカニシヤ出版.

坪谷美欧子、2008、『「永続的ソジョナー」中国人のアイデンティティ』有信堂.

王輝耀・苗緑編、2017、『国際人材藍皮書—中国留学発展報告 2017』社会科学文献出版社.

(おう ぎょうおん 慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学専攻博士課程)